

補助事業期間と事業実施スケジュール



補助事業期間

事業開始日

交付決定日を事業開始日とします。

※ 契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行ってください。

事業完了日

導入された設備を検収及び事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とします。

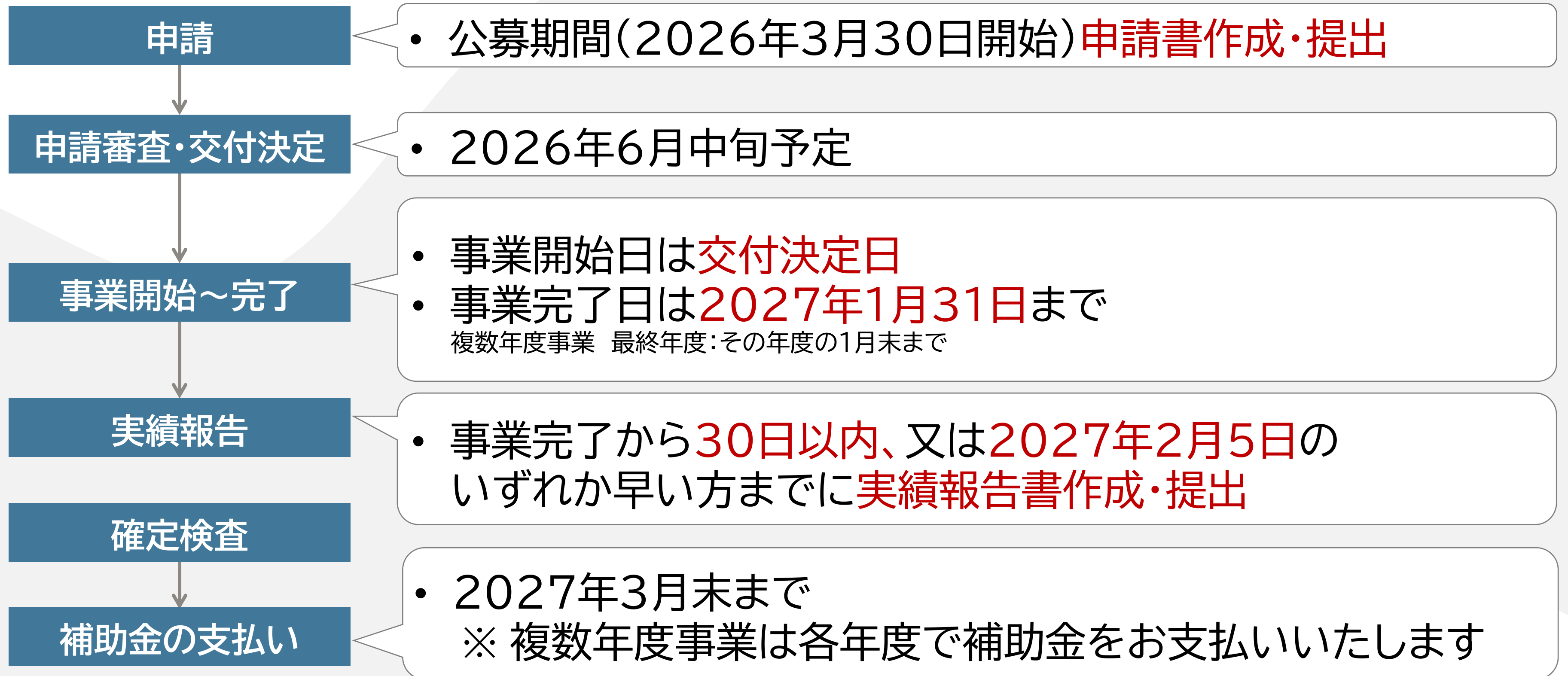
補助事業(単年度)は、原則2027年1月31日(日)まで、

複数年度事業は、各年度3月末までに必要な補助対象経費を、SIIが定める期日までに報告してください。

最終年度は、その年度の1月末までに補助事業を完了させてください。

- ▶ 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合があります。
事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡してください。
- ▶ 原則、既存設備は事業完了日までに撤去すること。ただし、一定期間、既存設備を並行稼働させる必要がある等のやむを得ない事情がある場合、事前にSIIに相談のうえで、交付申請時に理由書を提出すること。

事業実施スケジュール(1次公募)



事業実施スケジュール(1次公募)

申請

- 公募期間(2026年3月30日開始) **申請書作成・提出**

申請審査・交付決定

- 2026年6月中旬予定

事業開始～完了

- 事業開始日は交付決定日
- 事業完了日は2027年1月31日まで
複数年度事業 最終年度:その年度の1月末まで

実績報告

- 事業完了から30日以内、又は2027年2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出

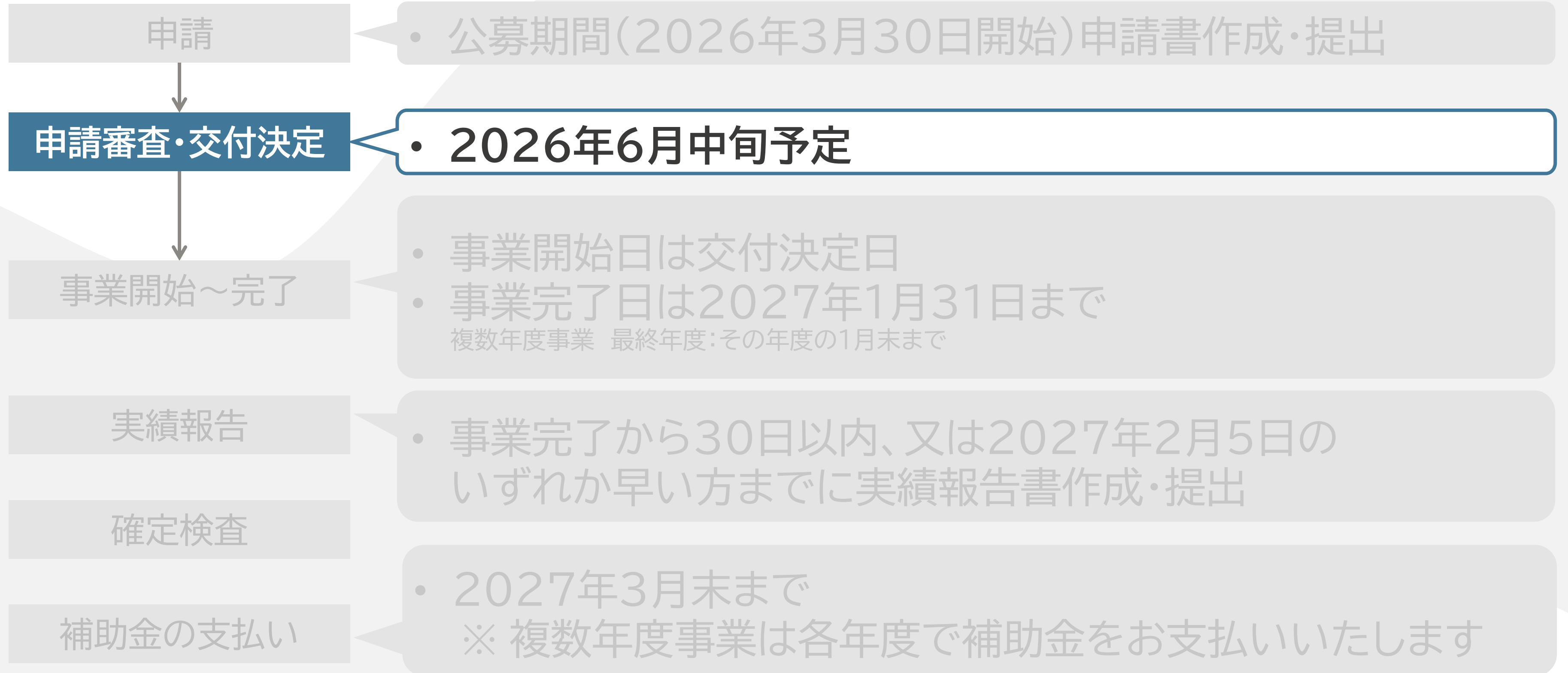
確定検査

補助金の支払い

- 2027年3月末まで
※ 複数年度事業は各年度で補助金をお支払いいたします

▶ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール(1次公募)



事業実施スケジュール(1次公募)

申請

- 公募期間(2026年3月30日開始)申請書作成・提出

申請審査・交付決定

- 2026年6月中旬予定

事業開始～完了

- 事業開始日は**交付決定日**
- 事業完了日は**2027年1月31日まで**
複数年度事業 最終年度:その年度の1月末まで

実績報告

- 事業完了から30日以内、又は2027年2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出

確定検査

- 2027年3月末まで

補助金の支払い

- ※ 複数年度事業は各年度で補助金をお支払いいたします

事業実施スケジュール(1次公募)

申請

- 公募期間(2026年3月30日開始)申請書作成・提出

申請審査・交付決定

- 2026年6月中旬予定

事業開始～完了

- 事業開始日は交付決定日
- 事業完了日は2027年1月31日まで
複数年度事業 最終年度:その年度の1月末まで

実績報告

- 事業完了から**30日以内**、又は**2027年2月5日**のいずれか早い方までに**実績報告書作成・提出**

確定検査

- 2027年3月末まで
※ 複数年度事業は各年度で補助金をお支払いいたします

補助金の支払い

▶ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール(1次公募)

申請

- 公募期間(2026年3月30日開始)申請書作成・提出

申請審査・交付決定

- 2026年6月中旬予定

事業開始～完了

- 事業開始日は交付決定日
- 事業完了日は2027年1月31日まで
複数年度事業 最終年度:その年度の1月末まで

実績報告

- 事業完了から30日以内、又は2027年2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出

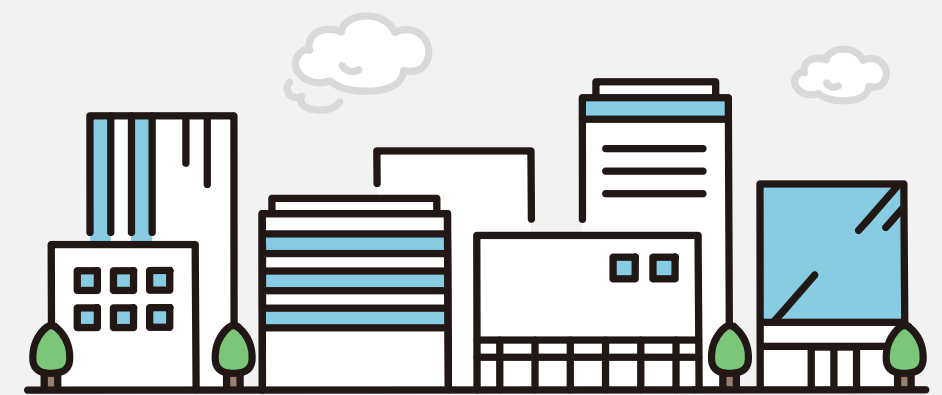
確定検査

補助金の支払い

- **2027年3月末まで**
※ 複数年度事業は各年度で補助金をお支払いいたします

▶ 公募期間は公募要領をご確認ください

各区分の概要（I・IV）



I 工場・事業場型 先進枠<先進設備・システム>

SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備が対象です。

➤ 補助対象設備(先進枠)は、以下を全て満たすものとなります。

- 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること
- 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること
- 更新前後で使用用途が同じであること
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品でないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること
- 付帯設備を他社のエネルギー負荷設備(本体設備)に設置する場合は、エネルギー負荷設備(本体設備)の安全性等の保証が担保される製品である根拠を明示できること。

I 工場・事業場型 一般枠/中小企業投資促進枠<オーダーメイド型設備>

機械設計又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物があるものが対象です。

- 具体的な想定設備は、以下の通りです。
 - 新規設計の設備(フルオーダー品)
 - 類似設計の設備(カスタマイズ品)
 - システム設計を伴う設備(生産設備等を組み合わせた製造ライン)
 - システム設計を伴う設備(自動化装置等を組み合わせた製造ライン)

塩害仕様への変更、取り付け工具の変更等、単なるオプションの追加や組み合わせ設備等は補助対象外です。

I 工場・事業場型 一般枠/中小企業投資促進枠<指定設備>

指定設備は、SIIが定める基準値を満たす省エネルギー性能を有し、SIIホームページで公表する以下設備区分に該当するものが対象です。

指定設備の設備区分

- ・ 高効率空調(業務・産業用エアコン等)
- ・ 産業ヒートポンプ
- ・ 業務用給湯器
- ・ 高性能ボイラ
- ・ 高効率コージェネレーション
- ・ 低炭素工業炉
- ・ 変圧器
- ・ 冷凍冷蔵設備
- ・ 産業用モータ
- ・ 制御機能付きLED照明器具
- ・ 工作機械
- ・ プラスチック加工機械
- ・ プレス機械
- ・ 印刷機械
- ・ ダイカストマシン

上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

工場・事業場型＜その他の設備の要件＞

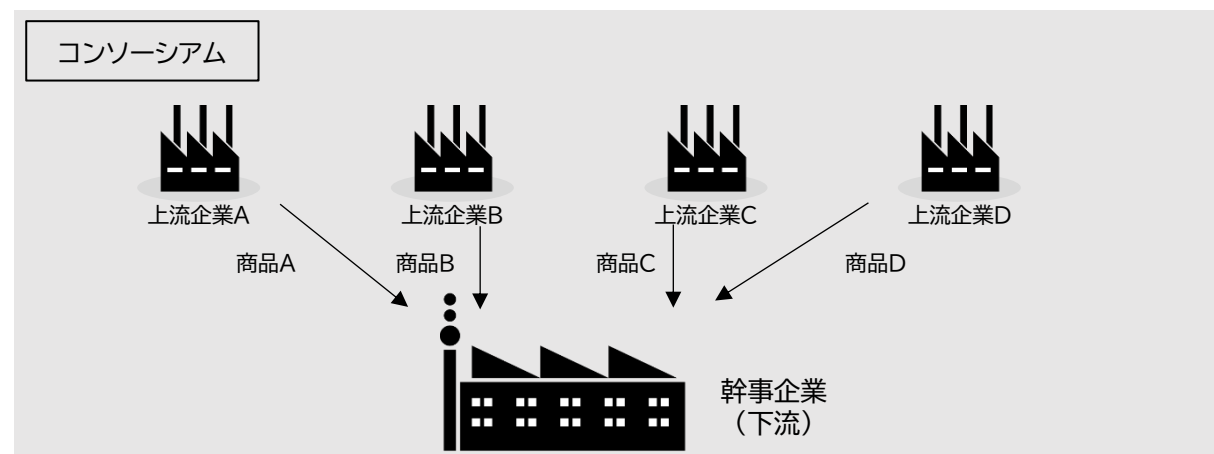
- 補助対象設備は、以下を全て満たすものとなります。
 - 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること
 - 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること
 - 更新前後で使用用途が同じであること
 - 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
 - 中古品でないこと
 - その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること
- 既設の事業所を廃止して新設する事業所に設備を導入する場合は、既存設備の更新と認められる範囲内において補助対象設備となります。

I 工場・事業場型<サプライチェーン連携枠>

サプライチェーン上の4者以上の事業者がオーダーメイド型設備、複数の指定設備のいずれか、あるいは両方の設備導入により省エネを図る事業です。

➤ 申請方法は以下となります。

幹事企業とサプライチェーン上の最低4者以上のコンソーシアム形式で申請します。サプライチェーンについては、特定の商品に限定せず、サプライヤー・バイヤーの契約関係にあれば対象とします。また、その関係にあれば、幹事企業の企業体については指定しません。



ただし、以下の場合に該当する資本関係にある者との申請は認められません。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

設備単位で満たす必要がある省エネ要件について

「一般枠」「中小企業投資促進枠」および「サプライチェーン連携枠」は、事業所全体での省エネ効果に加え、設備単位での性能向上が必須条件となります。

(事業所全体の要件を満たしている場合であっても、設備単体での省エネ効果が著しく低いものは補助対象となりません。)

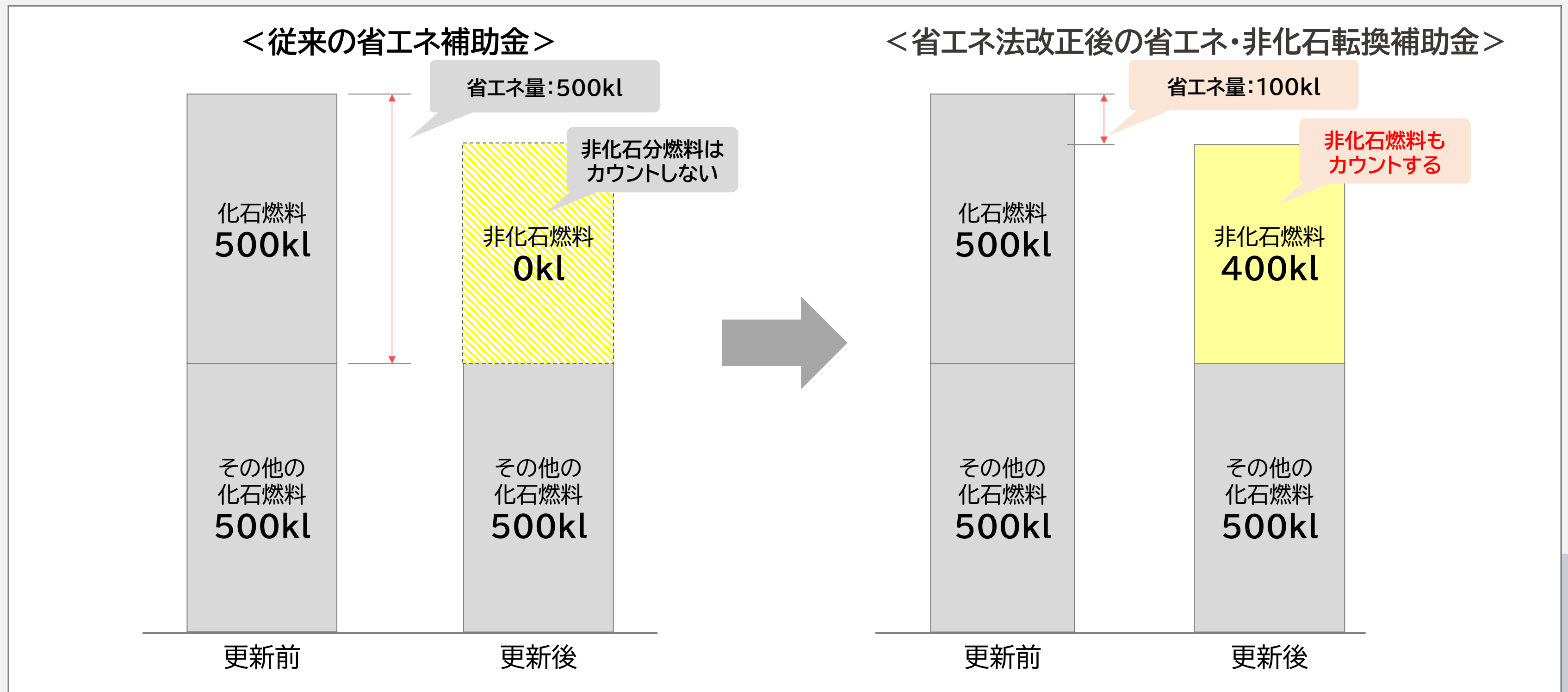
また、複数の設備を組み合わせた「一体不可分なシステム」として構築されているものについては、当該システム単位での導入前後比較が認められるため、個々の構成設備を分別して比較する必要はありません。

➤ 設備単体の省エネ要件は以下となります

指定設備	以下、いずれかを満たすこと 省エネルギー率:10%以上 省エネルギー量:1kl以上 経費当たり省エネルギー量:1kl/千万円以上
オーダーメイド型設備	以下の省エネ要件を満たすこと 経費当たり省エネルギー量:1kl/千万円以上

非化石化の考え方(非化石化エネルギーの転換イメージ)

- 省エネ法改正に伴い、非化石燃料もエネルギー使用量としてカウントすることになりました。要件等については公募要領をご確認ください。



エネルギー需要最適化型

本事業で対象となるEMS機器は、機能により、以下の5種類に分類されます。
SIIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているものが対象です。

No.	名称	機能
①	見える化型EMS	(伴走型) エネルギー使用量の計測・見える化機能を有したEMS。エネマネ事業者により、収集したデータを用いた分析・提案を行う。 ※エネマネ事業者によるエネルギー管理支援を受けること
		(高機能型) エネルギー使用量を計測し、自ら分析した結果をダッシュボード上で見える化するなど、気付きやアドバイスをを行う機能を有した、事業者が自ら省エネ活動が展開できるEMS。
②	制御型EMS	エネマネ事業者のエネルギー管理支援に必要な計測・見える化・制御機能およびセンターシステムを有したEMS。 ※エネマネ事業者によるエネルギー管理支援を受けること
③	高度型EMS	(オートチューニング型) AIで実際の稼働状況を学習し自動でチューニングする機能を有するEMS。
		(モデル予測制御型) モデル予測制御により最適化された運転を実現するEMS。

IV エネルギー需要最適化型を含む場合の申請要件①

- EMS機器を活用した省エネのEMS活用計画を作成してください。
計画の主な記載内容は以下の通りです。

- 省エネ推進体制の構築
対象範囲を管理する主要部署は参加を必須とし、立ちあげ予定時期を定めること)
 - 対象範囲で考える具体的な省エネ取り組み(3項目以上)
- ※ 策定する計画期間は、2年間とします
※ 省エネルギー率2%改善を目安としてください

IV エネルギー需要最適化型を含む場合の申請要件②

- EMS機器を活用した省エネのEMS活用計画による改善の成果を報告し、公表します。

【報告内容】

1年目、2年目のそれぞれで、SIIが定めたフォーマットに則り以下内容を記載の上、SIIに報告してください。

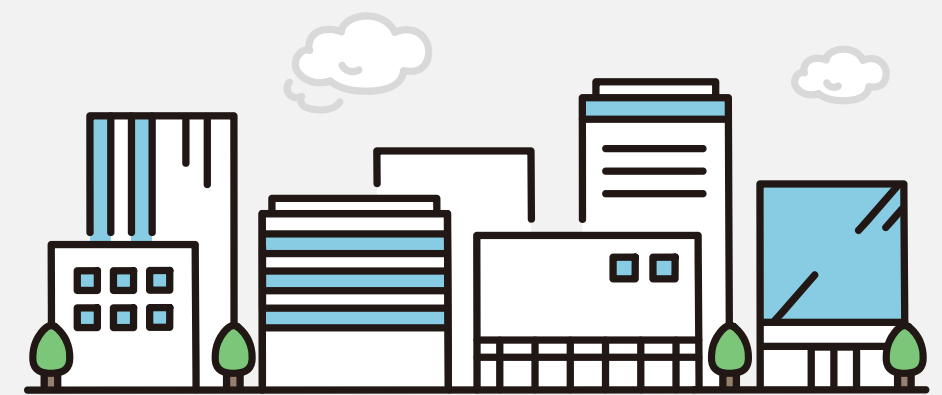
【1年目報告】

EMS機器導入後、省エネ取り組み実施までにエネルギー使用量を計測し、計測したデータをもとに、省エネ効果の見込みの値等を算出し、報告すること

【2年目報告】

1年目報告で計測した取り組み実施前のエネルギー使用量と取り組み実施後のエネルギー使用量を比較し、省エネルギー量を報告すること

申請方法について



申請パターン

- 補助対象設備を導入する事業であり、その省エネルギー効果が事業区分(Ⅰ)(Ⅳ)のいずれかの事業要件を満たす必要があります。
- なお、事前に登録・公表を行わない「オーダーメイド型設備」を除き、補助対象設備はあらかじめSIIが公表した設備とします。
- 申請パターンは以下の3つとなります。
 - ※ ③の場合も1つの補助事業として計画し、1通の交付申請書を作成すること。

申請する事業区分		申請方法
①	(Ⅰ)工場・事業場型	(Ⅰ)工場・事業場型を単独で申請
②	(Ⅳ)エネルギー需要最適化型	(Ⅳ)エネルギー需要最適化型を単独で申請
③	(Ⅰ)工場・事業場型 + (Ⅳ)エネルギー需要最適化型	(Ⅰ)工場・事業場型に加えて (Ⅳ)エネルギー需要最適化型を申請

申請方法①

➤ 組み合わせ申請を行う場合の申請手順は次の通りです。

STEP1

導入する補助対象設備が紐づく事業区分を確認する

事業区分		補助対象設備
(I)工場・事業場型	先進枠	先進設備・システム
	一般枠	オーダーメイド型設備、複数の指定設備のいずれか あるいは両方
	中小企業投資促進枠	
	サプライチェーン連携枠	
(IV)エネルギー需要最適化型	EMS機器	

STEP2

導入予定設備の省エネルギー効果を算出する((IV)は除く)

申請方法②

STEP3 算出結果を合算し、1つの補助事業としての省エネルギー効果を算出する

STEP4 算出した省エネルギー効果の値を、事業区分(Ⅰ)の省エネルギー効果の要件と比較する

STEP5 補助事業が満たす事業要件、及び省エネルギー効果の要件を確認し、申請パターンを決定のうえで申請を準備する。



(Ⅳ)エネルギー需要最適化型は事業区分(Ⅰ)に追加して実施が可能

POINT

事業区分(Ⅰ)先進枠の要件で申請する場合は、先進設備・システムとオーダーメイド型設備や指定設備との組み合わせが可能です。

申請パターン例① <事業区分(I)先進枠で単独申請の場合>

STEP1 導入予定設備として先進設備・システムを選択する



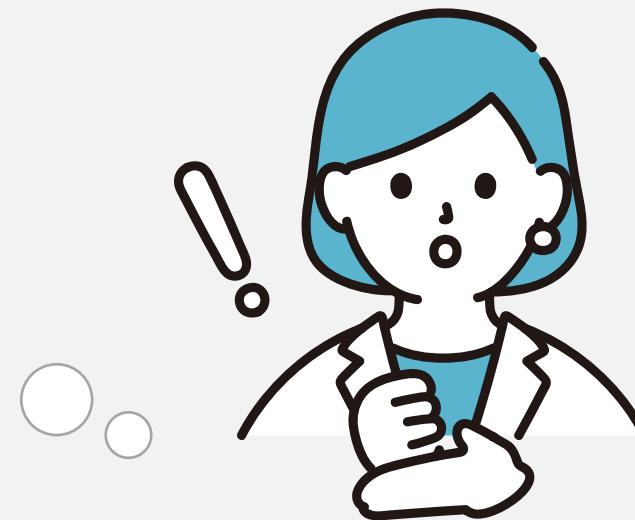
導入予定設備を選定

【先進枠】
先進設備・システム

STEP2 省エネルギー効果を算出し、先進枠の要件を満たすか確認する

原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たすか。

- ①省エネ率＋非化石割合増加率：**30%以上**
 - ②省エネ量＋非化石使用量：**1,000kl以上**
 - ③エネルギー消費原単位改善率：**15%以上**
- ※ 非化石転換の場合も増エネ設備は対象外



【先進枠】
の補助率
が適用

STEP3 (I)工場・事業場型 先進枠として申請する

申請パターン例② <設備を組み合わせ、事業区分(I)先進枠の要件で申請>

STEP1 導入予定設備として【先進枠】、【一般枠】の設備を選択する



導入予定設備を選定

【先進枠】
先進設備・システム

【一般枠】
オーダーメイド型設備・
指定設備

STEP2 導入予定設備の省エネルギー効果を算出し、先進枠の要件を満たすか確認する。

STEP3 (I)工場・事業場型 先進枠の要件として申請する

【先進枠】
の補助率

先進設備・システム

オーダーメイド型
設備・指定設備

【一般枠】
の補助率

申請パターン例③ <設備を組み合わせ、事業区分(Ⅰ)一般枠の要件で申請>

STEP1 導入予定設備として【先進枠】、【一般枠】の設備を選択する

STEP2 導入予定設備の省エネルギー効果を算出し、一般枠の要件を満たすか確認する。

先進枠の要件を満たさないが、一般枠の要件を満たす

STEP3 (Ⅰ)工場・事業場型 一般枠の要件として申請する

先進設備・システムが、オーダーメイド型設備の要件を満たす場合、【一般枠】の補助率が適用されます。

【一般枠】
の補助率

先進設備・システム

オーダーメイド型
設備・指定設備

【一般枠】
の補助率

組み合わせ申請の留意事項

先進枠の高い省エネルギー効果の要件を満たすために、組み合わせて申請することが認められますが、以下の点に注意してください。

先進設備・システムとオーダーメイド型設備・指定設備を組み合わせる場合

- 事業全体で事業区分(Ⅰ)先進枠の要件を満たす場合のみ、先進設備・システムの補助対象経費は先進枠の補助率となる
併せて組み合わせたオーダーメイド型設備・指定設備の補助対象経費は、一般枠の補助率となる
- 事業全体で事業区分(Ⅰ)一般枠の要件しか満たさない場合、先進設備・システム、オーダーメイド型設備・指定設備のいずれも一般枠の補助率となる

交付申請以降の流れ



交付申請の手順

公募要領の確認

計画立案・書類作成

アカウントの登録

ポータルにログイン

ポータルに入力

書類の出力

書類の郵送

- 公募要領や各種手引き、補足資料等の内容を確認
- 実施事業の計画を立案、申請書類の作成
- SIIホームページからアカウント登録
- メールで通知されたURLより、補助事業ポータルにログインする
- 申請に必要な情報を補助事業ポータルに入力
- 入力した情報を確認の上、書類作成機能から申請書類を出力
 - ※ 自由書式の書類は別途作成してください。
 - ※ 添付書類を取り揃えてください。
 - ※ 提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となり得るため、ご注意ください。
- 必要書類を確認し、ファイリングして郵送

申請にあたっての留意点

書類の提出

書類一式をファイリングして提出してください。

※ 申請先を誤って申請した場合は、正しく申請書が受領されない可能性がありますので、送付前に再度申請先をご確認のうえ、送付してください。

見積書について

見積書は導入する補助対象設備ごとに取り得し、補助対象経費の内訳を設計費、設備費、工事費に分けて作成してください。

写し(コピー)を提出する場合について

コピーは片面コピーとして、書類の文字等がはっきりと読み取れることを確認のうえ、提出してください。

提出書類について

審査において不備があった場合は後日連絡します。

提出前に**全てのページの写し**をとり、事業者にて必ず保管してください。



公募要領、手引き等をよく読み、正しい内容の交付申請書類の提出してください。

審査について①

- 審査項目、評価項目は以下の通りです。

審査項目

- 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること
- 補助事業の全体計画の確実性、継続性が十分であると見込まれること
- 補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること

評価項目

- 計画省エネルギー量
 - 計画省エネルギー率
 - 経費当たり計画省エネルギー量(補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量)
 - EMSを活用した省エネ取り組み(中長期計画 等)
- ※ 非化石設備を導入する場合は、「非化石使用量」及び「非化石割合増加率」も考慮する。

審査について②

評価項目(続き)

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に記載された事業、または、同法に基づき経営革新計画の認定を受けた企業が実施する省エネルギー事業
- ベンチマーク改善に資することが認められる事業
※ 企業体が大企業の場合は除く。
- 中小企業者等の省エネルギー事業
- 資源エネルギー庁の「省エネ・地域パートナーシップ」におけるパートナー金融機関による支援を受けた事業者が行う省エネルギー事業
- 2022年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業
- 省エネ法定定期報告書(令和5年・令和6年度提出分)に基づく事業者クラス分け評価制度において、2年連続で優良事業者(Sクラス)を取得した者が取り組む省エネルギー事業
- サプライチェーンの下流に位置する企業がサプライチェーン全体でのCO2排出削減について対外的なコミットをしており、かつ、申請事業者が当該サプライチェーンに入っていることが確認できる事業

交付決定について

- 採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行います。
- 採択事業者に対し、交付決定の通知をします。また、SIIのホームページ上でも公表します。
- 交付決定に併せて、事務取扱説明書をご案内しますので、交付決定後は、事務取扱説明書に従って、事業を実施してください。



補助事業の実施

補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は、交付決定後に行うこと
- 事業の実施に当たっては3者以上の見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定すること

中間報告

- 別途定める期日までに①着工前写真の提出、②補助金振込口座の登録をすること



実績報告及び補助金の確定

補助事業の完了

- 補助対象事業者が導入した補助対象設備等を検収及び補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって完了とします。
- 原則、2027年1月31日(日)までに補助事業を完了させてください。
※ 複数年度事業は、各年度3月末までに、必要な補助対象経費を報告すること。
なお、最終年度は、その年度の1月末までに補助事業を完了させること。

実績報告及び補助金の確定

- 事業完了日から30日以内又は2027年2月5日(金)のいずれか早い日までに、
補助事業の実施体制に関する資料含め全ての書類を揃えて、SIIに提出してください。
▶ SIIにて実績報告を受理した後、書類検査を行い、補助金額を確定します。
(一部の事業については現地調査を行います)

その他の注意事項

交付申請後の変更等

交付申請を行った後、代表者・事業者名・住所が変わる場合は速やかにSIIに変更届を提出してください。

取得財産等の管理

本事業により導入した設備は交付規程で定める取得財産等管理台帳にて管理し、処分制限期間の間、継続的に事業で使用していただくことが前提です。

万が一処分制限期間内に設備の売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄等、処分を行う場合は、あらかじめSIIの承認を受ける必要があるため、速やかにご連絡ください。

補助金適正化法の違反等

補助事業者による事業内容の虚偽申請や補助金等の重複受給、その他不正な手段で補助金を受給した場合は、交付決定の取消し、事業者名の公表、その他の罰則が科せられることがあります。

公募要領、交付規程及び各手引きをよく読み、間違いのないよう手続きを行ってください。

問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

事業区分別にお問い合わせ先が異なります。

電話番号

先進枠

03-5565-3840

(I)工場・事業場型

一般枠／
中小企業投資促進枠／
サプライチェーン
連携枠

03-5565-4463

(IV)エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

受付時間

10時～12時、13時～17時まで
(土日祝日を除く)

ホームページ

<https://sii.or.jp/>

